

東京都公報

発行
東京都

目次

○ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則の一部を改正する規則……………（保健医療局感染症対策部計画課）…一

告示

○ 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………（環境局多摩環境事務所環境改善課）…三

公告

○ 大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出……………（産業労働局商工部地域産業振興課）…四
○ 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………（同）…五
○ 大規模小売店舗立地法に基づく廃止の届出……………（同）…六

規則

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年三月十二日

東京都知事 小池 百合子

● 東京都規則第十五号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則の一部を改正する規則

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則（平成十一年東京都規則第百十二号）の一部を次のように改正する。

第九条の次に次の一条を加える。

（流行初期医療確保措置）

第九条の二 省令第十九条の七の規定に基づき知事が定める基準は、次に掲げるものとする。

一 法第三十六条の二第一項第一号に掲げる措置 次のイからハまでに掲げる基準

イ 当該措置の実施に係る知事の要請があつた日から起算しておおむね七日以内に実施するものであること。

ロ 法第三十六条の二第二項の規定による通知又は法第三十六条の三第一項に規定する医療措置協定に基づき当該措置を講ずるために確保する病床数が十床以上であること。

ハ 法第三十六条の二第二項の規定による通知（同項第四号に掲げる措置をその内容に含むものに限る。）を受けた医療機関又は法第三十六条の三第一項に規定する医療措置協定（同号に掲げる措置をその内容に含むものに限る。）を締結した医療機関と必要な連携を行うことその他法第三十六条の二第一項第一号に掲げる措置を適切に実施するために必要な体制を構築するものであること。

二 法第三十六条の二第二項第二号に掲げる措置 次のイ及びロに掲げる基準

イ 当該措置の実施に係る知事の要請があつた日から起算しておおむね七日以内に実施するものであること。

ロ 法第三十六条の二第二項の規定による通知又は法第三十六条の三第一項に規定する医療措置協定に基づき一日当たり（イ）又は（ロ）で定める人数以上の新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症の疑似症患者若しくは当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者又は新感染症にかかっていると疑われる者若しくは当該新感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者の診療を行うものであること。

(イ) 二百床以上の病床（精神病床及び療養病床を除く。）を有する病院 二十人
(ロ) 病院 (イ)に該当するものを除く。) 及び診療所 六人

第十条の見出し中「申請書」を「申請」に改め、同条中「第一種感染症指定医療機関又は」を「第一種感染症指定医療機関、」に改め、「第二種感染症指定医療機関」の下に、「第一種協定指定医療機関又は第二種協定指定医療機関」を加え、「の申請書」を「を受けようとする者」に、「別記第九号様式による」を「別記第九号様式により申請するものとする」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、法第三十六条の三第一項に規定する医療措置協定を締結した医療機関のうち、法第三十八条第二項に規定する厚生労働大臣の定める基準に適合し、かつ、その開設者から指定に係る同意を得た医療機関については、指定の申請を行ったものとみなすことができる。

第十二条中「第三十八条第八項」を「第三十八条第十項」に改める。
第十三条の二第一項中「同条第八項」を「同条第十項」に改める。

別記第九号様式中「㊸」を削り、「により感染症指定医療機関として」を「により、_____として」に改める。

別記第九号様式の二中「㊸」を削り、「第38条第7項」を「第38条第9項」に改める。

別記第十号様式中「**第一種感染症**
第二種感染症」を「**第一種感染症**
第二種感染症」に改め、
「**第一種感染症**
第二種感染症」を「**第一種感染症**
第二種感染症」に改める。

別記第十一号様式中「㊸」を削り、「による感染症指定医療機関として」を「による_____として」に改める。

別記第十一号様式中「された感染症指定医療機関に」を「された_____に」に改める。

別記第十二号様式中「された感染症指定医療機関に」を「された_____に」に改める。

別記第十三号様式の三中「INH RFP SM EB PZA PAS」を

「INH RFP PZA SM EB LVFX」に

「1 INH 2 RFP 3 RBT 4 SM 5 EB 6 KM 7 TH 8 EVM 9 PZA 10 PAS

11 CS 12 DLM 13 その他() 1から13までのうち局所療法に用いるもの()」を

「1 INH 2 RFP 3 RBT 4 PZA 5 SM 6 EB 7 LVFX 8 KM 9 TH 10 EVM

11 PAS 12 CS 13 DLM 14 BDQ 15 その他()」に

1から15までのうち局所療法に用いるもの()」

検体採取年月日	塗抹	培養	病原体	同定の方法 : PCR法等 (検体記号)
/ /	号	個	菌	法 ()
/ /	号	個	菌	法 ()
/ /	号	個	菌	法 ()

を

検体採取年月日	塗抹	培養	病原体	同定の方法 : PCR法等 (検体記号)
/ /			菌	法 ()
/ /			菌	法 ()
/ /			菌	法 ()

「平成」を削り、

「医師名 _____」を

「医師名 _____」に改める。
※署名又は記名押印のこと。

別記第十四号様式の二(表)中

1	薬品名	INH	RFP	RBT	SM
		EB	KM	TH	EVM
		PZA	PAS	CS	DLM

を

1	薬品名	INH	RFP	RBT	PZA	SM
		EB	LVFX	KM	TH	EVM
		PAS	CS	DLM	BDQ	

に改める。

2 1のうち局所療法に用いるもの()

別記第十四号様式の三表中

「INH. RFP. RBT. SM. EB. KM. TH. EVM. PZA. PAS. CS.」を

「INH. RFP. RBT. PZA. SM. EB. LVFX. KM. TH. EVM. PAS. CS. DLM. BDQ.」に改める。

別記第十六号様式中「氏名」を

「氏名」を「担当医師」に改める。

「担当医師」に改める。

※署名又は記名押印のこと。

別記第十九号様式中

年月日

を

年月日

に改める。

※署名又は記名押印のこと。

附則

- この規則は、令和六年四月一日から施行する。
- この規則による改正後の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則（以下「改正後の規則」という。）別記第九号様式による申請書の提出及び改正後の規則別記第十号様式による指定書の交付は、この規則の施行の日前においても行うことができる。
- この規則の施行の際、この規則による改正前の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則別記第九号様式から第十二号様式まで、第十三号様式の三、第十四号様式の二及び第十四号様式の三、第十六号様式並びに第十九号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

告示

●東京都告示第二百三十七号

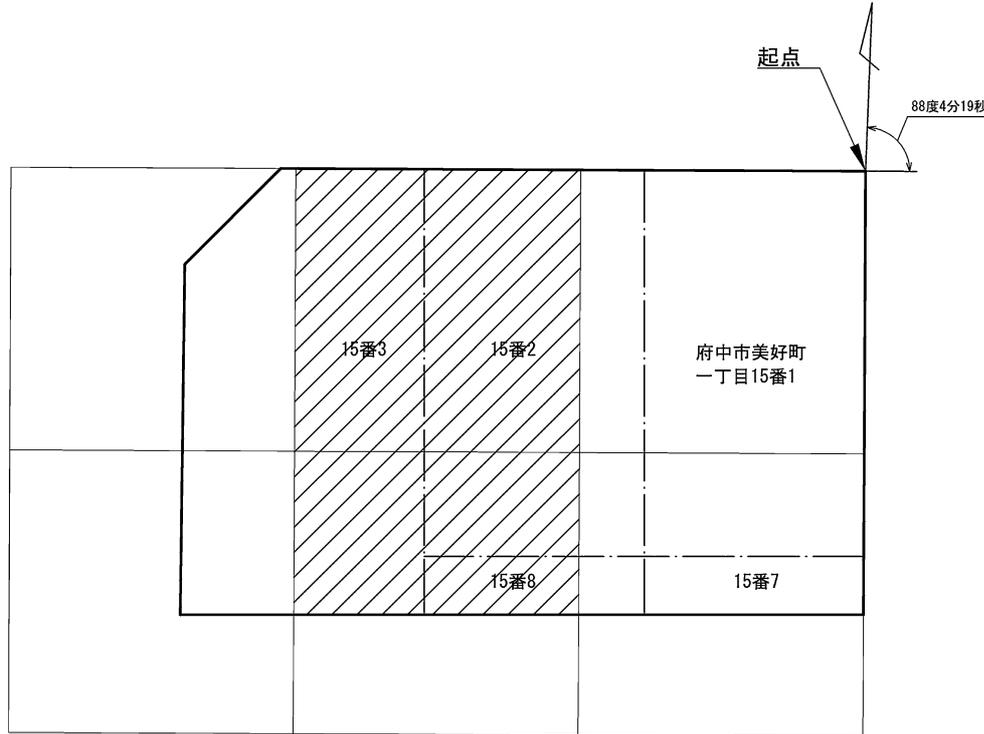
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域（以下「要措置区域」という。）を指定するので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和六年三月十二日

東京都知事 小池 百合子

- 要措置区域 別図のとおり（府中市美好町一丁目地内）
- 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 テトラクロロエチレン
- 当該要措置区域において講ずべき指示措置 原位置封じ込め又は遮水工封じ込め

別図



【凡例】

- : 調査範囲
- - - : 筆境界
- : 単位区画
- ▨ : 要措置区域

【起点】

起点は、府中市美好町一丁目15番1の最北端とする。

【格子の回転角度】88度4分19秒

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

公 告

大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出について

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設について届出があったので、同条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名（団体にあつては団体名及びその代表者の氏名）(二)住所（団体にあつては所在地）(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和六年三月十二日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）に到着するよう提出してください。

令和六年三月十二日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 店舗名 ジェイトモール
- 二 店舗所在地 北区上十条二丁目千一番
- 三 設置者名 十条駅西口地区市街地再開発組合
- 四 設置者住所 北区上十条二丁目七番十一号ケーユープラザ十条三階
- 五 小売業を行う者の氏名又は名称 未定
- 六 新設をする日 令和六年十月二十七日
- 七 店舗面積の合計 三千六百五十九平方メートル
- 八 駐車場の位置及び収容台数 店舗内 三十一台

<p>九 駐輪場の位置及び収容台数 店舗内 四百三十台</p> <p>十 荷さばき施設の位置及び面積 店舗内 百二十平方メートル</p> <p>十一 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 店舗内 十九・九三立方メートル</p> <p>十二 小売業を行う者の開店時刻 二十四時間ほか</p> <p>十三 小売業を行う者の閉店時刻 二十四時間ほか</p> <p>十四 来客が駐車場を利用することができる時間帯 二十四時間</p> <p>十五 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 二箇所 敷地南側ほか</p> <p>十六 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 二十四時間</p> <p>十七 届出日 令和六年二月二十六日</p> <p>十八 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>十九 縦覧期間 令和六年三月十二日から同年七月十二日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>二十 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	
<p>大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について</p> <p>大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。</p> <p>なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあっては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあっては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和六年三月十二日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するよう提出してください。</p> <p>令和六年三月十二日</p> <p>東京都知事 小 池 百合子</p> <p>一 店舗名 羽田エアポートガーデン</p> <p>二 店舗所在地 大田区羽田空港二丁目七番一号</p> <p>三 設置者名 羽田エアポート都市開発株式会社</p> <p>四 設置者住所 新宿区西新宿二丁目四番一号</p> <p>五 変更前の店舗名 (仮称)東京国際空港第2ゾーン 計画</p> <p>六 変更後の店舗名 羽田エアポートガーデン</p> <p>七 変更前の店舗所在地 大田区羽田空港二丁目二番ほか</p> <p>八 変更後の店舗所在地 大田区羽田空港二丁目七番一号</p> <p>九 変更前の小売業者の氏名又は名称 未定</p>	
<p>十 変更後の小売業者の氏名又は名称 株式会社くろちくほか五十一名</p> <p>十一 変更日 令和五年四月十四日ほか</p> <p>十二 届出日 令和六年二月二十六日</p> <p>十三 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>十四 縦覧期間 令和六年三月十二日から同年七月十二日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>十五 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>一 店舗名 晴海アイランドトリトンスクエア 商業施設</p> <p>二 店舗所在地 中央区晴海一丁目八番十六号ほか</p> <p>三 設置者名 住友商事株式会社ほか五名</p> <p>四 設置者住所 千代田区大手町二丁目三番二号ほか</p> <p>五 変更を行った設置者名 第一生命保険株式会社ほか一名</p> <p>六 変更前の設置者の代表者名 稲垣 精二(第一生命保険株式会社)ほか</p> <p>七 変更後の設置者の代表者名 隈野 俊亮(第一生命保険株式会社)ほか</p> <p>八 変更前の小売業者の氏名又は名称 株式会社マルエツほか十七名</p> <p>九 変更後の小売業者の氏名又は名称 株式会社マルエツほか十七名</p> <p>十 変更を行った小売業者の氏名又は名称 株式会社マルエツほか四名</p>

称

- 十一 変更前の小売業者の住所 古瀬 良多 (株式会社マルエツ) ほか
- 十二 変更後の小売業者の住所 本間 正治 (株式会社マルエツ) ほか
- 十三 変更日 令和六年二月一日ほか
- 十四 届出日 令和六年二月二十六日
- 十五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課 (新宿区西新宿二丁目八番一号)
- 十六 縦覧期間 令和六年三月十二日から同年七月十二日まで。ただし、東京都の休日に関する条例 (平成元年東京都条例第十号) に定める休日を除く。午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。
- 十七 縦覧時間
- 一 店舗名 新橋駅前MTRビル
- 二 店舗所在地 港区新橋二丁目八番五号
- 三 設置者名 森トラストリート投資法人ほか一名
- 四 設置者住所 港区虎ノ門四丁目三番一号ほか
- 五 変更を行った設置者名 森トラストリート投資法人
- 六 変更前の設置者の代表者名 八木 政幸
- 七 変更後の設置者の代表者名 内藤 宏史
- 八 変更日 令和五年五月二十四日
- 九 届出日 令和六年二月二十七日
- 十 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業

振興課 (新宿区西新宿二丁目八番一号)

- 十一 縦覧期間 令和六年三月十二日から同年七月十二日まで。ただし、東京都の休日に関する条例 (平成元年東京都条例第十号) に定める休日を除く。
- 十二 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく廃止の届出について

大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第六条第五項の規定により大規模小売店舗の廃止について届出があったので、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

令和六年三月十二日

- 一 店舗名 東京都知事 小 池 百合子
- 二 店舗所在地 新橋駅前MTRビル
- 三 設置者名 港区新橋二丁目八番五号 森トラストリート投資法人ほか一名
- 四 店舗面積の合計 令和四年一月一日が千平方メートル以下となる日

発行所 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号 郵便番号 163-8001 定価 本号 一箇月 三〇円 六、六〇〇円 (郵送料を含む)

印刷所 勝美印刷株式会社 東京都文京区白山一丁目十三番七号 電話 〇三(三三二)五二〇一(代) 郵便番号 113-0001

